

イノウエビル共同防火管理協議会

(協議会の設置)

第1条 イノウエビルの共同防火管理を行うため、別添の構成員をもって、イノウエビル共同防火管理協議会（以下『協議会』という。）を設置する。

2. 協議会の事務局は、イノウエビル内株式会社井ノ上に置く。

第2条 協議会の代表者（以下『会長』という。）は、株式会社井ノ上代表取締役会長 井上 達之助とする。また協議会の代表者事務局長を株式会社井ノ上代表取締役社長 井上 幸己とする。

(代表者の権限)

第3条 会長は、統括防火管理者に防火管理上必要な指示、命令をすることができる。

(統括防火管理者)

第4条 イノウエビルの統括管理者は、日本ハウズイング株式会社 社員 新井 英紀とする。

(協議会の事業)

第5条 協議会は次の事項について協議し、決定する。

- ①消防用設備等の点検について
- ②建築物、火気使用設置器具、防火施設及び避難施設等の自主検査について
- ③自主検査に基づく不備、欠陥箇所の改修について
- ④自衛消防隊について
- ⑤消防訓練の実施について
- ⑥休日・夜間の防火管理体制について
- ⑦火災が発生した場所の消火活動、通報連絡及び非難誘導について
- ⑧その他共同防火管理について必要な事項

2. 協議会は、次の事項を審議及び研究する。

- ①全体の消防計画の審議・承認
- ②消防計画の効果的实施についての審議・研究

第6条 協議会の開催は次のとおりとする。

- ①定例会 年1回会長が開催
- ②臨時会 会長が必要と認めたとき

(統括防火管理者の権限と責任)

第7条 統括防火管理者は、イノウエビルの防火管理業務について一切の権限を有するものとし、同ビル防火管理全般の業務を円滑に推進しなければならない。

(全体の消防計画の作成)

第8条 統括防火管理者は、協議会で定められた協議事項をもとに、イノウエビル全体の消防計画を作成しなければならない。

(各テナントの防火管理者の責務)

第9条 防火管理者等は全体の消防計画に基づき、各テナントの消防管理業務を行わなければならない。

2. 防火管理者等は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、防火管理上必要な事項については、報告しなければならない。

(点検、検査)

第10条 消防用設備等は、イノウエビルの所有者の責任において行うものとする。

2. 建築物、火気使用設備器具、防火施設避難施設及び電気施設等の自主検査は、各テナントに属するものにあつては、その事業主の責任において行うものとする。
3. 前項の建築物、施設で共有するものにあつては、イノウエビルの所有者の責任において行うものとする。

イノウエビル全体消防計画

(目的)

第1条 この計画は、イノウエビル共同防火管理協議会において協議決定した事項に基づき、火災等の災害の未然防止及び災害による被害の軽減をはかるために必要な事項について定める。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、イノウエビルに存する事業所の管理について権限を有する者（以下「事業主」という）及びその従業員並びに出入りするすべての者に適用する。

(統括防火管理者の権限及び債務)

第3条 統括防火管理者は、日本ハウズイング株式会社 社員 新井 英紀とし、この計画に定める一切の権限を有し、次の業務を行う者とする。

- ①全体の消防計画の作成及び変更に関すること
- ②通報連絡、消火及び避難誘導等の訓練の実施に関すること
- ③建物、火気使用設備器具、電気設備器具及び危険物施設等の自主検査の実施指導に関すること
- ④消防用設備等の自主点検の実施指導に関すること
- ⑤消防用設備等の法定点検の立合いに関すること
- ⑥不備、欠陥箇所の改修について事業主へ報告に関すること
- ⑦事業所の防火管理業務に関し、各防火管理者及び防火担当責任者（以下「防火管理者等」という。）に対する指示、命令及び相互の連絡に関すること
- ⑧防災教育に関すること
- ⑨防火管理上必要な時の各事業所への立入に関すること
- ⑩使用火気の制限及び禁止に関すること

2. 防火管理者等は、次の業務を行う者とする。

- ①火気使用設備器具の使用状況の適否の確認及び検査
- ②喫煙及びその他火気の管理
- ③平素における消防用設備等、避難施設及び防火施設の機能の維持管理
- ④統括防火管理者の補佐

(統括防火管理者への報告)

第4条 各事業主は、防火管理者等をして、次の事項を統括防火管理者へ報告しなければならない。

- ①事業所の用途及び設備を変更するとき

- ②事業所で改修等の工事を行うとき
- ③危険物品を持ち込み使用するとき
- ④臨時に火気を使用するとき
- ⑤火気使用設備機器を新たに使用するとき
- ⑥催物を開催するとき
- ⑦第10条の制限を行ったとき

(消防機関への報告)

第5条 統括防火管理者は、次の事項について消防機関へ届出、報告及び連絡を行うものとする。

- ①全体の消防計画の届出
- ②建物（設備）の新、変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- ③消防用設備等の点検結果報告書の提出
- ④自主検査・点検を実施するための指導要請
- ⑤消防訓練実施時の事前連絡
- ⑥防災教育及び消防訓練を実施するための指導要請
- ⑦その他防災管理について必要な事項

(点検・検査の実施)

第6条 消防用設備の法定点検は、日本ハウズイング株式会社に委託して実施する。

2. 消防設備等の自主点検及び建築物等の自主検査は、次表に基づき実施する。

①消防用設備等の自主点検

点 検 対 象	設置場所点検	外 観 点 検	担 当 者
消 火 器	3ヶ月毎に点検	3ヶ月毎に点検	ビル設備員
避 難 器 具	〃	〃	〃
自動火災報知設備	〃	〃	〃
放 送 設 備	〃	〃	〃
屋 内 消 火 栓	〃	〃	〃
スプリンクラー	〃	〃	〃
連 結 送 水 管	〃	〃	〃
ハロゲン消火設備	〃	〃	〃

②建築物等の自主検査

検 査 対 象	検 査 時 期	ビ ル 設 備 員
建 築 物		〃
火気使用設備器具		〃
防 火 施 設		〃
電 気 設 備	3月, 11月	〃
避 難 施 設		〃
放 送 施 設		〃
駐 車 場 施 設		〃

3. 検査対象のうち、防火施設、避難施設については、日本ハウズイング（株）の委託検査とする。

(点検・検査の結果報告)

第7条 第6条の点検及び自主検査を実施した者は、その結果を防火管理者等に報告しなければならない。

(不備欠陥箇所の改修報告)

第8条 各事業所の防火管理者等は、不備欠陥箇所の改修結果または改修計画を統括防火管理者に報告しなければならない。

(不備欠陥箇所の整備の促進)

第9条 統括防火管理者は、不備欠陥箇所が整備されていないと認めるときは、関係の事業主に改修するよう助言し、又は改修計画の提出を求めることができる。

(火気の使用制限)

第10条 防火管理者等は、次の事項を行うことができる。

- ①喫煙禁止芭蕉及び喫煙場所の指定
- ②工事中の火気使用の制限
- ③火気使用設備器具等の使用禁止措置

(遵守事項)

第11条 すべての従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用しない。
- ②火気使用設備器具を使用する前には、必ず器具類を点検し周囲に可燃物があるか否か、確認してから使用すること。
- ③使用後は必ず点検し、安全を確認すること。
- ④廊下、階段及び防火戸の周囲には物品を置かないこと。

(工事人の遵守事項)

第12条 当ビル内で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①溶接、その他の火気を使用する工事のときは、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。
- ②火気等を使用する作業にあたっては、消火器等を配置すること。
- ③指定された場所以外では、喫煙、たき火をしないこと。
- ④危険物品の持ち込み、使用はその都度防火管理者等に届け出て必要な指示を受けること。
- ⑤作業場毎に火気管理責任者を指定して使用火気を管理すること。

(自衛防火組織)

第 13 条 自衛消防隊を別紙のとおり定める。

(自衛消防隊長の権限及び責務)

第 14 条 自衛消防隊長は統括防火管理者とし、自衛消防活動にあたって指揮、命令の一切の権限を有する。

(避難経路等の指示)

第 15 条 自衛消防隊長は、人命安全確保のため、各階ごとに消防用設備等の設置位置及び屋外へ避難経路を明示した図面を作成して提示し、関係者に周知徹底しなければならない。

(自衛消防隊の活動要領)

第 16 条 自衛消防隊の活動要領は、別紙のとおりとする。

(休日・夜間の自衛消防活動要領)

第 17 条 休日、夜間の宿(日)直者は、火災発生時、次の業務を行うものとする。

- ①消防機関への火災通報
- ②初期消火
- ③公設消防隊への情報提供
- ④非常連絡表に基づく関係者への連絡

(自衛消防隊の装備)

第 18 条 自衛消防隊の装備及び管理は次による。

①装備

- | | | | | | |
|---|--------|-------|---|----|-----|
| ア | 消火器 | (設置済) | オ | 警笛 | 2 個 |
| イ | ヘルメット | 2 個 | | | |
| ウ | 携帯用拡声器 | 2 個 | | | |
| エ | 懐中電燈 | 3 本 | | | |

②管理

装備の管理は、統括防火管理者が行う。

(応援出場)

第 19 条 自衛消防隊長は、応援協定に定める他、近隣火災の場合必要と認めるときは、応援出場させることができる。

(防災教育)

第 20 条 防災教育は、研究会、講習会の 2 種類とし、春・秋の火災予防運動にあわせて、統括防火管理者が実施する。

(自衛消防訓練)

第 21 条 自衛消防訓練は、春・秋の火災予防運動にあわせて、自衛消防隊長の指揮により実施する。

イノウエビル自衛消防活動要領

1. 通報連絡係の任務

- ①消防署への通報
- ②指定された場所（例えば統括防火管理者）への連絡

2. 避難誘導係の任務

- ①避難誘導係は、別に定める避難経路図により誘導する。
- ②屋上及びエレベーターへの避難誘導は行わない。行き止まりに注意する。
- ③係員は、非常口、出入口、避難用器具設置場所等に位置して避難誘導する。
- ④火点上階の者を優先に避難誘導する。
- ⑤誘導にあたっては、拡声器、メガホンを有効に活用する。
- ⑥避難者に避難方向及び火災の状況を知らせて混乱防止に留意する。
- ⑦避難器具は地上と連携をはかり設置する。
- ⑧避難終了後、逃げ遅れた者の有無を確かめる。
- ⑨避難後、再びビル内に入る者がいないよう看視する。

3. 消火係の任務

- ①消火器、屋内消火栓を使用して消火に当たる。
- ②防火戸、防火シャッター、防火ダンパーの閉鎖及び火気使用設備の使用停止の措置を行う。

4. 救護係の任務

- ①応急手当を行い、負傷者をすみやかに救急搬送できるようにする。
- ②負傷者の（住所）、氏名、年齢、負傷程度等必要事項を記録しておく。

5. 公設消防隊への情報提供

通報連絡係は、到着した消防隊に対し、次の情報、資料を提供する。

- ①逃げ遅れた者の有無
- ②火災の延焼状況
- ③燃焼しているもの
- ④消防活動上支障物件の有無
- ⑤その他消防活動上必要なこと

6. 地震時の措置

①地震時の災害発生防止のため、防火管理者等は次のことを行う

- ア 建物に付属する物件、店内陳列物等の倒壊、落下等の有無の検査と必要な措置
- イ 火気使用設備器具の転倒等の防止措置、自動防火装置の作動状況の検査と必要な措置
- ウ 危険物の転倒等の防止措置
- エ 地震後は建物、火気使用設備器具の検査を行い、その安全性を確認する。
(被害のない地震の場合も同じ)

②地震時は次のことを行う。

- ア 従業員に指示して、各設備器具からの出火防止を図る。
- イ 一般客へ必要な指示を与え、混乱防止に努める。